

業 務 仕 様 書

1. 件 名 水産庁船舶専用岸壁防舷材交換業務
2. 物 件 フォーム式防舷材
3. 数 量 2式
4. 業務目的 境港市大正町内港1号岸壁に設置したフォーム式防舷材は、経年により表面のウレタンゴム及び内部のポリエチレンフォームの劣化が急速に進行、撚り戻し部分に亀裂が発生するなどしている。
来年3月には、大型化した代船が就役し同岸壁に係留する予定であることから、着岸負荷の増大による破損が懸念される。本業務は、劣化した防舷材を代替品と交換し、安定した岸壁の運用を確保し取締業務を円滑に遂行することを目的とする。
5. 履行期限 令和元年12月20日（金）まで。
6. 履行場所 鳥取県境港市大正町1番地先
水産庁船舶専用岸壁(内港1号岸壁)
7. 業務内容 下記防舷材を納入・交換し、既存品は撤去・適正処分を行うこと。

記

項 目	数 量
フォーム式防舷材 1350mmD×2500mmL 程度 フォームタイプ：STD / 色：白 両端部スイベル・シャックル付き (SUS316) シャックル/チェーン/シャックル	二式
既存品の撤去及び適正処分	一式
搬入、撤去に係る付帯作業のすべて	一式

- ① 防舷材は内部にポリエチレンフォーム、外面層は補強繊維入りウレタンゴムとする。
- ② 接舷エネルギー（吸収エネルギー量 60%圧縮時の製品圧縮試験において）吸収値が、151kNm以上の試験結果値を有すること。
- ③ 防舷材付属品の両端部スイベル・シャックル等は既存品と同等以上のものとする。

8. 納入または設置実績 上記7の納入または設置実績を示す関係書類を提出すること。

9. 既存品の撤去及び適正処分

既存品の撤去及び適正処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に基づき処分すること。

10. 業務計画表

防舷材の手配、納入、交換及び既存品の撤去・適正処分報告（マニフェスト等含む。）を契約締結後10日以内に提出すること。

11. その他 (1) 交換作業は水産庁船舶の不在時（航海中）に行うこと。

(2) 関係資材及び付帯作業の一切を負担すること。

(3) 港湾管理者及び関係官庁へ必要な申請を行うこと。

(4) 船舶及び道路交通の安全を確保すること。

(5) 品質及び施工不良の是正を一定期間保証すること。

(6) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

12. 担当職員 水産庁境港漁業調整事務所総務

〒684-0034

鳥取県境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎1階

電話 0859-44-3681